

令和8年3月10日

土木部地域交通課

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

受益者負担の原則に基づき利用料金を改定するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

条例第27条第2項別表第3における利用料金(上限額)を20%引き上げる。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和8年10月1日

5 参考資料

江東区立自転車駐車場利用料金改定一覧表(参考1)

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
目次 (略)			目次 (略)		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1・別表第2 (略)			別表第1・別表第2 (略)		
別表第3 (第27条関係)			別表第3 (第27条関係)		
利用区分		金額	利用区分		金額
時間利用	自転車	利用開始から24時間以内 <u>300</u> 円	時間利用	自転車	利用開始から24時間以内 <u>360</u> 円
	自動二輪車	利用開始から24時間以内 <u>400</u> 円		自動二輪車	利用開始から24時間以内 <u>480</u> 円
1日利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	日額 <u>150</u> 円	1日利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	日額 <u>180</u> 円
	原動機付自転車	日額 <u>300</u> 円		原動機付自転車	日額 <u>360</u> 円
	自動二輪車	日額 <u>400</u> 円		自動二輪車	日額 <u>480</u> 円
定期利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	月額 <u>2,000</u> 円	定期利用	自転車(原動機付自転車を除く。)	月額 <u>2,400</u> 円
	原動機付自転車	月額 <u>4,000</u> 円		原動機付自転車	月額 <u>4,800</u> 円
	自動二輪車	月額 <u>6,000</u> 円		自動二輪車	月額 <u>7,200</u> 円
			<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。</p>		

(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。